

教材・指導の手引き等について

〈文部科学省〉
 文部科学省による教材や指導の手引きは下記のURLからダウンロードできます。
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html ※QRコードはこちら → 
 ※スライド教材、動画教材や動画を使用した授業展開例の他、「生命(いのち)の安全教育調査研究事業」の報告や独立行政法人教職員支援機構による教員向け研修動画へのリンクも掲載されています。

〈鳥取県教育委員会人権教育課〉
 当課ホームページからも「生命(いのち)の安全教育」に関する情報を発信しています。また、「生命(いのち)の安全教育」に関連する下記の人権学習講師派遣事業を実施あるいは仲介をしております。活用をご検討ください。
 ①デートDV予防学習会 ②多様な性のあり方について学ぶ学習会 ③子どもの人権学習会
 ④性の権利を守る学習会 ⑤男女共同参画に関する学習会
 ⑥性に関わらず誰もが活躍できる社会づくりに関する学習会 ※QRコードはこちら → 
 (令和6年度実績 令和7年度については、変更の可能性もあります)

もしものときには・・・

子どもから性被害の相談等があった場合には、詳しい状況は聞かず(いつ、誰に、何をされたかにとどめる)、警察への通報、もしくは下記のワンストップ支援センターへの相談につなぎましょう。(本人の意思を尊重した対応が必要です。)その際、二次被害を与えないようにするために、防犯指導(例:「どうして逃げなかったの?」「なぜ、ついていったの?」)はしないこと。

電話で相談

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにご相談ください。24時間 通話料・相談無料

性暴力被害全国共通短縮ダイヤル
8891(はやく、「ワンストップ」)

クローバーとっとり(県内専用フリーダイヤル)
0120-946-328
 ※「#8891」につながらない場合はこちらで

相談の他、医療的支援、心理的支援、同行支援、法的支援、関係機関と連携した支援を行っています。上記の他、警察による性犯罪被害相談電話として全国共通番号「#8103(ハートさん)」もあります。

SNSで相談

SNS相談「Cure time(キュアタイム)」



・毎日(17時から21時)チャット、匿名で相談できます。
 ・メールや外国語でも相談を受け付けています。

クローバーとっとり

クローバーとっとり(性暴力被害者支援センターとっとり)は、医療機関や弁護士会、臨床心理士会、とっとり被害者支援センターなど、関係機関・団体等と協力して、性暴力にあわれた方やその家族の方をワンストップ(※)でサポートします。

電話相談・面接相談



(※)ワンストップ支援とは
 病院での診察や、警察への相談、後に裁判を起こす際に必要な法律相談などを、1つの窓口で受け付け支援を行うことで、被害者の心身の負担を軽減します。

ご相談、お問合せ等は、
 相談電話:0120-946-328
 事務局電話:0857-32-8211(平日9:00~17:00)
 メール:jimukyoku@sar-tottori.org
 ホームページ:<https://clover-tori.jp/index.html>



鳥取県教育委員会事務局人権教育課

電話:0857-26-7535 メール:jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp



子どもを性暴力の当事者にさせない「生命(いのち)の安全教育」について

生命や人間の尊厳を尊重する人権感覚を高めるとともに、性暴力(*)の当事者(加害者・被害者・傍観者)にさせないための知的理解を、子どもの発達段階に応じて身に付けさせることが必要です。

「生命(いのち)の安全教育」は、「生徒指導提要」(令和4年12月改訂)の「性に関する課題」の課題未然防止教育として実施することが示されています。
 (*):性暴力:同意のない、対等でない、強要された性的行為

12.3 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

性犯罪・性暴力には、性的虐待、デートDV(Domestic Violence)、SNSを通じた被害、セクシャルハラスメントなどがあります。DVとは、配偶者など親密な間柄の相手から振られる暴力のことです。特に、交際相手との間に起こる暴力のことを「デートDV」といいます。暴力には、身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など、様々な種類があります。性的暴力としては、性行為を強要する、避妊に協力しない、裸の撮影を強要するなどの行為を挙げることができます。

性犯罪・性暴力に関する対応について、生徒指導の観点から捉えると、図19のように整理することができます。発達支持的生徒指導としては、各教科の学習や人権教育等を通して、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができる人」に育つように働きかけます。

課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命(いのち)の安全教育」を実施します。

課題早期発見対応としては、健康観察等から問題の予兆を見逃さず、気付いたら被害者の安全確保を第一に迅速な対応を行います。問題が深刻化している場合には、学校内外の連携に基づき「チーム学校」として、組織的な指導・援助を行うこととなります。



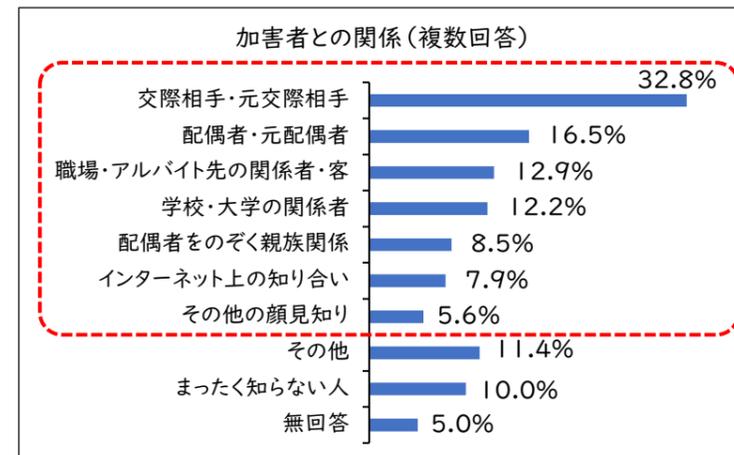
図19 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

「生徒指導提要」第II部 個別の課題に対する生徒指導
 第12章 性に関する課題(p258-p260)より抜粋(一部加工)

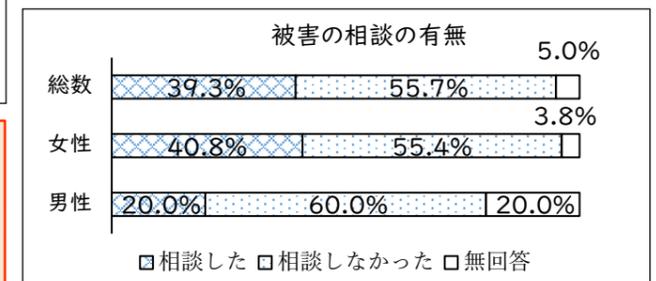
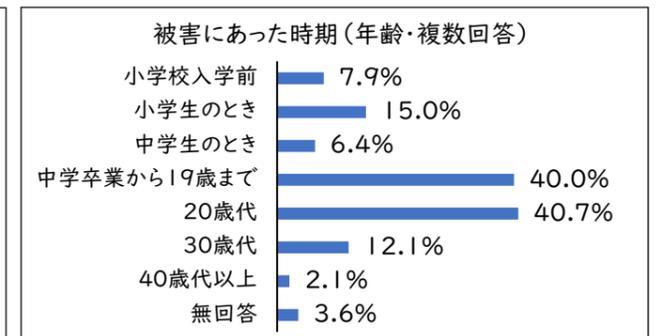
「生徒指導提要」をご覧ください
 になりたい方はこちらから → 

【参考】性暴力に関する現状

不同意性交等の被害経験のある人:4.7%(女性:8.1%、男性:0.7%)



- 面識のある人からの被害が大多数を占める
- 被害にあった時期は中学校入学前でも多く、10歳代以下が大半を占める
- 被害にあっても、恥ずかしくて誰にも言えなかったなどの理由で、大半が相談をしていない[相談先は、友人・知人(29%)、家族・親戚(10%)が多い]



「男女間における暴力に関する調査(令和5年度調査)報告書」(内閣府男女共同参画局)の「不同意性交等をされた被害経験」より作成

発達段階に応じた教育の進め方について

表3 「生命(いのち)の安全教育」の各段階におけるねらい

段階	ねらい
幼児期	幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようにする。
小学校(低・中学年)	自分と相手の体を大切にできる態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
小学校(高学年)	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
中学校	性暴力に関する正しい知識をもち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
高校	性暴力に関する現状を理解し、正しい知識を持つことができるようにする。また、性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度や、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
特別支援学校	障害の状態や特性及び発達の状態等に応じて、個別指導を受けた被害・加害児童生徒等が、性暴力について正しく理解し、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

「生徒指導提要」より

各段階における指導内容(一覧)

指導内容	年齢																			
	幼児期				小学校				中学校				高校				大学			
自他の尊重 (自分と相手の心・身体の尊重)	→																			
水着で隠れる部分	→																			
SNSの危険性	→																			
性暴力について	→																			
デートDV	→																			
JKビジネス	→																			
セクシュアルハラスメント	→																			
レイプドラッグ、 酩酊に乗じた性暴力	→																			
AV出演強要	→																			

文部科学省「指導の手引き」より

【参考】指導計画案

発達段階に応じて重点を置きつつ、自他を尊重する資質・能力を育成する取組が日常的・継続的に行われることが必要です。



- 身体の大切さ ④
 - ・特にプライベートゾーンは、見たり触ったりしない
- 心の大切さ ④
 - ・大切な身体を見られたり触られたりしていやな気持ちになったら「NO! (だめ!いやだ!)」「GO (にげる)」「TELL (安心できる大人に話す)」
- 特別な教科 道徳
 - ・関連する内容項目: 自由と責任、友情、相互理解、家族愛、生命の尊さ
- 身体や心の距離感(境界線) ④
- 子どもの権利条約、世界人権宣言、日本国憲法 ③
- 性暴力被害への対応 ①④
 - ・相談窓口の周知
- 情報モラル教育
- 身体の発育・発達
- ジェンダー平等 ⑤⑥
- 多様な性に関わる教育 ②
- ステレオタイプ、アンコンシャスバイアス
- 性暴力・性犯罪の事例等 ①④
 - ・デートDV 予防教育
 - ・セクシャルハラスメント
 - ・SNSを通じた被害
 - ・レイプ神話等による二次被害の防止
- 薬物乱用防止教育
- 性感染症等予防教育

●は人権学習、●は「生命(いのち)の安全教育」、○はその他の教科等で行うことを想定しています。
①～⑥は、4ページの「人権学習講師派遣事業」の番号を示しています。



性暴力の例【デートDV】

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの?

- 身体的暴力
- 精神的暴力
- 性的暴力
- 経済的暴力

● 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
● 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをいませんか?
相手を独占したり束縛したりすることが愛情表現
愛があれば暴力は許される
男は強引なほうがいい
女は素直にしたがうのがいい

親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう
● 自分がいやだと思ったことはいやと言える
● 相手がいやがることはしない

性暴力の例【SNS等を通じた被害】

インターネットやスマートフォンは、性暴力に巻き込まれてしまうきっかけになることもあります。加害者や被害者にならないためにはどうすればよいでしょうか。

- インターネット上で知り合った相手を簡単に信用しない。
 - インターネット上で知り合った相手はもちろん、交際相手や友達であっても下着姿や裸の写真撮ったり、撮らせたり、送ったり、送らせたりしない。
 - 問題が起きたときは、一人で悩まず周囲の信頼できる大人や警察、相談窓口に相談しましょう。
-

※画像は文部科学省の「生命(いのち)の安全教育教材」より抜粋

【指導事例(低学年)】

題材名: 自分の体と心を大切にするために
ねらい(育てたい資質・能力):

- 自分の体と心は大切な権利であることを理解し、自分の体と心を守るための方法を知る。【知識】
- 自分と同じように他の人の体や心も大切にしようとする。【態度】

使用図書: 「だいいじ だいいじ どどこだ?」(大泉書店、作:遠見才希子、絵:川原瑞丸)

学習展開: ※[]内の数字は使用図書(絵本)のページを表示



	活動内容	主な発言・発問(○) 予想される児童の反応(●)	留意点(●)
導入	1 学習の内容を伝える。	○今日は、みんなの体と心について一緒に考えていきます。 ○みんなは、自分の体や心を大切にしていますか。大切にするためにどんなことをしていますか。 ●お風呂できれいに洗っている。 ●早寝早起きをしている。 ●好き嫌いをせずに食事をしている。 ●体と心のことを知る(勉強する)。	●児童が既に性暴力の当事者となっていることも考慮し、不調があれば無理をしないことを伝え、常に表情等を観察する。 ●「どうして好き嫌いをしない方がいいの?」などとたずねることで「知る(勉強する)」ことが大切であることを結びつける。
	自分の体と心を大切にするために、どうしたらよいかを考えよう。		
展開	2 体の大事な部分(※プライベートゾーン)について考える。 *絵本では「プライベートパーツ」と説明されています。	絵本の途中にある質問を児童にたずねながら、表紙から9ページまで読み進める。 ○[2]だいいじだいいじどどこだ?(体の大事な部分ってどこでしょう?) ●あたま、目、口、足... ○[5]なかでもとくべつだいいじなところがあるよ だいいじだいいじどどこだ?(体の全ての部分が大切だけれど、特に大切な部分はどこでしょう?) ●おしり、ちんちん、おまた... ○パンツや水着で隠れている部分(胸・性器・おしり)と、口が特に大事な部分で、「プライベートゾーン」と言います。 ○理由は、体の中までつながっていて、柔らかく傷つきやすいから、また、命に関わることもあるからです。 絵本の10から15ページまで読む。 ○どんなに親しくても、家族・友だち・先生でも、勝手に許可なく体、特に「プライベートゾーン」をさわったり、見たりしてはいけません。見せてもいけません。	●恥ずかしがる児童もいると想定されるが、大切な学習である事を伝える。 ●体のイラストを掲示し、指し示すことで視覚的にイメージしやすくする。
	3 プライベートゾーンのルールを守らない人に出会ったときにどうすればよいか考える。	絵本の16・17ページを読む。 ○[16]もしだれかにパンツのなかを「みせて」っていわれたら?(どうすればよい?) ●いやだって言う。 ●先生に言う。 ●おうちの人に言う。 絵本の18から23ページまで読む。 ○だめだよ、と「断る」、その場から「逃げる」、安心できる大人の人に「話す=相談する」ことが自分の体や心を守ることになります。 ○あなたの体に誰がどこをさわっていいか、見てもいいかを決めるのは、あなただけです。いやだと思ったら、皆さんには「やめて」という権利があります。「相談する」ことも、それを受け止めてもらうことも、当たり前の権利です。 ○「断る」「逃げる」はこわくてできないことがあるかもしれません。できなくても、悪くありません。	●「断る=(相手が)嫌い」ではない、「逃げる=弱虫」ではない、「相談する=つげ口」ではないことを伝える。
まとめ	4 本時の学習を振り返る。	○誰かから「パンツの中の写真をとらせて」と言われたら?(どうしますか?) [27参照] 絵本の24・25ページを読む。 ○皆さん一人一人が大切な存在です。自分の体と心を大切に、同じように他の人の体と心も大切にしましょう。	●具体的な事例について、ペアやグループでの対話活動、クラス全体での意見交流等をおして考えながら、本時の学習を振り返られるようにする。